国際交流チャレンジ講座（出前講座）　実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、県民の多文化共生や異文化理解等を深めるための国際交流チャレンジ講座（出前講座）（以下、「講座」という。）の実施について必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この要綱において、講座とは、公益財団法人愛媛県国際交流協会（以下、「協会」という。）の職員等が、（1）出身国の文化、生活習慣や講師から見た日本の印象等　または　（2）県内外国人住民の現状や「やさしい日本語」等を通じた多文化共生社会づくり　について紹介するものをいう。

（対象）

第3条　講座を利用できるものは、県内に在住、通勤又は通学するもので構成された営利を目的としない団体等（以下「団体等」という。）とする。

2　原則として、参加予定人数が10人以上であることを要件とする。

（回数）

第4条　講座を利用できる回数は、1団体、1会計年度につき、1回とする。

2　1回の申し込みにつき、講師は最大2名までとし、各講師の講座時間は90分以内とする。

（申し込み等）

第5条　講座の利用を希望する団体等は、原則として、実施希望日の前日から起算して1か月前の日までに、「出前講座申込書」（様式第1号）を協会に提出する。

（実施決定等）

第6条　協会は、前条の申し込みがあったときはこれを審査し、適当と認める場合は講座の実施を決定し、「出前講座実施決定通知書」（様式第2号）により、申し込みのあった団体等に通知する。なお、決定にあたっては、講座の対象、地域及び機会の公平性を考慮するものとし、予算の範囲内で実施する。

2　前条第1項の決定を受けた団体等及び講師は、事業の円滑な実施のために連携に努めるものとし、講師は派遣を受ける団体等に対し、業務のために必要な情報の提供を依頼することができる。

（実施決定の変更）
第7条　協会は、前条により講座の実施決定の通知を行った後、講師の都合上、やむを得ない事情が生じたときは、団体等にその旨を通知し、協議・調整を行った上で、変更を行うことができる。
2　第6条により、講座の実施決定を受けた団体等は、利用日時、場所その他申し込みの事項に変更が生じたとき、又は申し込みを取り消すときは、直ちに協会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
3　前項の変更を行うことが決定したとき、協会は「出前講座変更決定通知書」（様式第3号）により、団体等に通知する。

（利用日時）
第8条　団体等が講座を利用できる時間は、原則として、年末年始及び祝日を除く月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間とする。

（利用場所）
第9条　団体等が講座を利用する場所は、原則として県内に限るものとし、団体の責任において確保する。

（利用目的の制限等）
第10条　協会は、団体等の利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座実施の決定をしないことができる。
(1)外国語の習得を主な目的とするとき
(2)料理の勉強会を主な目的とするとき
(3)宗教又は政治活動を主な目的とするとき
(4)商業的宣伝や会員募集を主たる目的とするとき
(5)その他講座の目的に反し、その実施が適当でないと認めるとき
2　協会は、第6条による講座の実施決定の通知をした後、前項の事実がみとめられたときは、その決定を取り消すことができる。

（実施報告の提出）
第12条　団体等が講座実施後、1週間以内に「出前講座実施報告書」（様式第4号）に講座の様子が分かる写真数点を添付して、協会に実施報告を行う。また、受講者のアンケート結果又は感想・意見があれば、併せて提出する。

（費用の負担）
第13条　団体等が講座を利用するにあたり、講師に対する謝礼は無料とする。ただし、

講師に対する交通費、会場の借り上げ及び材料の購入等が必要な場合は、団体等が手配し、当該費用を負担する。

（派遣の中止）
第14条　災害その他やむを得ない事由により講座を中止しようとするときは、団体等は、速やかに協会に報告し、承認を得なければならない。

（補足）
第15条　この要綱に定めるものの他必要な事項は、協会が定める。

附則
この要綱は、令和5年6月27日から施行する。